

史料紹介

鯖江藩の借財に関する一史料

「鯖江藩大庄屋千秋覚兵衛家文書」

「永代記録」から

野尻泰弘

はじめに

近世後期、諸藩が財政困窮に陥っていたことは周知に属する。本稿で対象とする鯖江藩も例外ではない。鯖江藩は享保五年（一七二〇）の立藩以来、財政的に困窮していたが、一九世紀には藩主間部詮勝の幕閣での要職歴任により一層その度合いを強めた。このような財政難のため鯖江藩では、家中に対しては半知を行い、領民へは度重なる御用金を賦課し、多額の借財を重ねていた。安政五年（一八五八）、鯖江藩は約一八万両の借財をかかえており（歳入の約九倍）、その借財総額の約六三パーセントが京坂・地廻りなどの商人からの借財であった⁽¹⁾。

鯖江藩の借財については、藤村聡氏が鴻池家文書の「掛合控」を分析し、その構造を明らかにされている⁽²⁾。ここでは鯖江領内の大庄屋など、在地の経済的有力者が産物会所や両

替店の運営主体となって藩財政に大きく関与していたことが述べられている。また私も在地有力者の経済的影響力を地域・領主との関係の中で捉えようと、鯖江藩の大庄屋たちが主導した産物問屋・会所の展開について分析した⁽³⁾。このように先行研究では、大庄屋たちの在地における経済活動を分析することで、彼らが藩財政において重要な役割を担っていたことが明らかにされた⁽⁴⁾。一方で、直接的な藩の借財交渉過程については、なお未検討の部分が多い。この点を深めるためには、大庄屋の在地における経済活動とは別に、藩の借財過程における大庄屋の役割について注目すべきである。それは、京坂・江戸の金主との関係は勿論のこと、近年注目されている用聞（用達）などとの関係を考える上でも重要であろう⁽⁵⁾。そこで本稿では、乙坂組大庄屋千秋覚兵衛家文書の「永代記録⁽⁷⁾」という横帳の中の、千秋家が関与した鯖江藩の借財過程の史料を紹介したい。

I 「永代記録」について

「永代記録」は横帳で、表紙には表題のほ

かに「安政五戊午年一月日」、「当家才覚献納金并組下村々才覚納金此内二」、「千種鶴兵衛六拾八歳ニ而改之」などが記されている。表紙の記述と横帳内の記載内容とに齟齬はない。内容の多くは才覚金関係の記述であるが、横帳の最初には藩の御仕法に関する仰せ渡しや千秋覚兵衛を「千種鶴兵衛」と書くようになった由来、そして本稿で紹介する史料が記されている。

千秋家が、鯖江藩の財政難を補填するため「借財旅行」とでも言うべき旅に出かけるのは天保一四年（一八四三）であるが（史料中では天保一五年となっているが誤記）、記述は藩主間部詮勝の寺社奉行就任を大庄屋らが「恐悦ニ上ル」ところから始まる。間部詮勝は文政九年（一八二六）六月に奏者番となり、天保二年五月寺社奉行、同八年七月大坂城代、同九年四月京都所司代と幕閣の要職に就き、同一一年正月〜同一四年閏九月まで西ノ丸老中、安政五年六月〜同六年一二月まで老中を勤めた。なお、史料中ではそれぞれの役職就任年を、大坂城代が天保一〇年、京都所司代が天保一三年、西ノ丸老中が天保一五

年（天保一四年の翌年と表現）と記しているが、すべて誤記である。

史料中で注目されるのは、大庄屋たちが京坂・江戸の金主と借財交渉をしている点である。例えば、間部詮勝の京都所司代就任にあたり、大庄屋たちは各組の惣代らと京都へ上り御目見の上、鯖江藩士や「京都御出入之金主三人」たちと芸者を呼び酌したという記述である。大庄屋らが金主たちとの酒宴を通じて、藩の借財交渉に関与していたことが想定できるのである。

文政期には藩財政について大庄屋らから多くの指示を得ようとしていた鯖江藩であるが、天保期と安政期には藩主の幕府要職就任や臨時出費の増大により、大庄屋たちへの依存度を強めていたと言える。大庄屋らが京坂・江戸における金主との交渉に用いられたのは、返済保障としての経済力（領内経済を主導する力量も含めて）を彼らが有していたことと無関係ではないであろう。

Ⅱ登場人物について

本史料に登場する人物についてわかる限り

で簡略に述べておく。なお、『鯖江市史』は『市史』と略記する。

殿 様…間部詮勝、文化元年（一八〇四）生

（『市史』上巻、五五二頁）。

若殿様…間部詮実、文政一〇年（一八二七）

生（『市史』上巻、五五四頁）。

植田頼母…天保一三年御宝蔵掛・御勝手掛、

同一四年御家老（『市史』五巻上、五

一頁）。

田部井藤助…嘉永六年御暮方吟味役、同七年

正月御借用掛（『市史』五巻上、四五

五・六頁）。

奥村銀馬…天保七年御勝手御用人本席、同一

〇年二月死去により奥村禮助家督相続

（『市史』五巻上、七三・四頁）。

小倉喜藤兵衛…文政一二年郡方役、天保一〇

年三月二六日御借用掛（『市史』五巻

下、二五三頁参照）。

勢家巨…天保一一年御勝手御用人（『市史』

五巻上、五五頁）。

波多野元助…天保一二年御勘定奉行、元々兼

帯、大奥御用掛、御奥様・御子様方御

分量掛、同一五年正月元々、御勘定奉

若越郷土研究 四十八卷二号

行兼帯(『市史』五卷下、一〇・一頁)。

三ツ橋八十八・三橋弥三七カ、天保九年御勝

手御用人物書(『市史』五卷下、五二九頁)。

平池文平・天保一二年御勝手御用人物書(『市史』六卷、一五四頁)。

千穂鶴兵衛・乙坂組大庄屋、在職期間は寛政

四年〜明治四年。

蒲五八郎・東庄境組大庄屋、在職期間は文化

一二年〜文政八年、文政一二年〜明治四年。

中井源三郎・中井源左衛門家の分家カ(江頭

恒治『近江商人中井家の研究』、雄山

閣、一九六五年)。

東俣組飯田彦治兵衛・東俣組大庄屋、在職期

間は文政一一年〜安政六年。

下新庄組八郎右衛門・下新庄組大庄屋、在職

期間は安政二年〜同六年。

むすびにかえて

鯖江藩は、江戸や京都の屋敷に大庄屋をはじめとする領内有力者と金主を集め、芸者を呼び、酒を振舞っていた。また、大庄屋は藩

士とともに各地をまわり、金主との酒宴を通じて借財を頼んでいる。これらの行動は一見すれば、藩は大庄屋を懐柔し、それにより大庄屋は金策に奔走したかのように見えるが、それは一面的な見方である。大庄屋は、本史料で見ると、借財交渉だけでなく、組下村の行政を担うと同時に組下村の意見を代表することもあった。大庄屋の多くは地主で、常に地域に配慮し、逆に地域に規定されていたのである。

ところで、大庄屋たちは藩士や金主たちとの酒宴によく同席していた。そしてそこで金主から借財の承認をとりつけている。このような面をみると、大庄屋の行政的手腕のみならずその交渉能力、言い換えれば、酒宴での振舞など高い文化的力量を想定することは十分可能であろう。近世後期の藩財政を考えるとき、在地有力者の経済的伸張のみが注目されがちだが、一方で彼らの文化的力量(社交性)にも目配りすべきではないか。今後、このような方面からの検討も重要な課題であろう。

* 欠字・平出はそのまま記したが、省略した場合は(平出)などと表記した。

* 「」内は抹消、(カ)は誤記や虫損による文字の推測を記した。

千秋覚兵衛家文書「永代記録」抄録

(前略)

一 殿様 寺社御奉行被為蒙 仰候節、恐悦二

六ヶ組大庄屋・御陣屋附庄屋御領分御目見

中御禮席中恐悦二上ル

一天保十四年八月

殿様大坂(平出) 御城代被為蒙仰候二付、

恐悦二右同断

一天保十三戌年四月

殿様京都(平出)御所司代被為蒙仰候二付、

七月廿八日出立二而、同役六人・御陣屋附

惣代六人・組々惣代六人・下人四人召

連、上下拾七人八月三日京都

御所司御屋敷之内御長屋詰被仰付、四日昼

四ツ時

殿様江(平出)御目見奉申上、大庄屋六人

江御紋付之御帷子壱(虫損、反カ)被下、

御陣屋附庄屋・組惣代六人へ者嶋之御帷子

壹反ツ、被下、同日昼過八ツ時過より烏子丸通御旅宿ニ而、大庄屋六人・御陣屋附・組々惣代六人江御酒被下、種々之御馳走被成下、御取持者奥村銀馬様・小倉喜藤兵衛様、外二京都御出入之金主方三人・御取持藝者三人御呼被成候而一同前後酌訂仕候、鶴兵衛義ハ五日朝迄旅宿ニ而御酒被下候、八月六日八ツ時方七ツ半時迄殿様 御馬場ニ而御馬乗り拝見被 仰付候一天保十四亥十二月十四日夜殿様従御公儀御奉書御到来ニ付、十二月廿二日京都御発足ニ而、翌(平出)子正月十三日殿様被為蒙御登城被遊候処、於(平出)御座之御間ニ御加判之列大御所様江御附させられ候旨被為蒙 仰候子正月一天保十五卯十一月十九日出立ニ而、千穂鶴兵衛・蒲五八郎兩人江戸御用ニ而、十一月廿九日昼過八ツ時頃芝之御中屋敷「居宅ニ而」御取込ミニ付、町屋居宅詰逗留被 仰

付、十二月五日勢家豆様等御一所ニ常盤橋御拝領之御屋敷江罷上り、十二月八日芝御中屋敷ニ而、若殿様御三人様 御列座ニ而(平出)御目見被仰付候、其上御目録三百疋ツ、被下置候、夫方昼後八ツ半時頃方木挽町御出入之茶屋ニ而御酒被下、御取持ハ勢家様ニ江戸波多野元助様御用人御手付三ツ橋八十八殿・平池文平殿兩人、外二芸者兩人御招之上、夜九ツ時頃迄種々之御馳走ニ而大酒酌訂仕候、十二月十二日金主西村屋治兵衛殿方へ勢家様ニ鶴兵衛・五八郎右治兵衛殿方へ招聘ニ預リ、種々之御馳走ニ而酒井左衛門様方之拝領大盃七合人之右盃ニ二杯給候間、金貳千兩治兵衛殿引受被下、十二月廿五日昼過八ツ時ニ常盤橋御上屋敷へ上納申上候様之御約定ニ相成、為念請書勢家様御取被成候、殿様方金子貳千兩出来仕候間、十二月十六日二金子治兵衛殿・鶴兵衛・五八郎右三人江吉原御振舞被成御座、中野町永楽屋方ニ「而」茶屋ニ而種々之御馳走、夫より尾張屋与申候揚ヶ屋ニ而、長屋与申候おゐらん

鶴兵衛へ御振舞被成下、右おゐらんハ吉原ニ而壹二はん之太夫ニ御座候、五八郎もおゐらん同様之事安政三辰二月廿九日出立ニ而、大坂表へ鶴兵衛御用ニ付、三月三日昼過八ツ時頃ニ大津西伊賀屋作治郎方江着致シ、御仕法ニ付同人方ニ御出張御家老 植田頼母様御用人 小倉喜兵衛様御郡方 田部井藤助様御用人御手付 平池文平殿三月三日方五日迄伊賀屋方ニ逗留仕、六日朝京都表江罷越、六角下ル麩屋町「又八」江近(近江カ)屋又八方二七日夕方迄旅宿致シ、御本山様江參詣奉申上候、同日夕方伏見京橋酢屋方へ着致シ、平池文平殿与同船ニ而、八日明ヶ方ニ淀川筋多田屋新右衛門与申方二八日方廿一日迄御用中逗留仕、金貳

千両借受ニ罷出候得とも出来不申候、
鶴兵衛大坂逗留中

田部井藤助様

平池文平殿

御兩人御引受被成下候

大坂金主方

廣岡代

加嶋屋治郎三郎殿

右手代

同新兵衛殿

西田手代

平野屋作兵衛殿

加嶋屋久右衛門殿手代

加嶋屋東兵衛殿

同作兵衛殿手代

同弥四郎殿

鴻池善四郎殿名代

鴻池嘉兵衛殿

病氣ニ御座候

右者加嶋屋・鴻池御兩家別宅ニ而、種々之
御馳走ニ相成申候、六人之衆方三月廿一日
暇乞ニ罷出候所、夫々餞別ニ預り申候

三月廿二日朝京都表江田部井藤助様等御同

道ニ而、六角下ル麩屋町近江屋又八方二廿
五日昼過迄逗留仕候

一江州日野中井源三郎等申候人病氣ニ付、六
角下ル柳馬場綿屋方ニ妻殿等兩人療治ニ出

張、同人殿江金千五百両大坂表不都合「二
付」之分相頼入候処、辰方申迄五ヶ年割濟

利足者月八朱半ニかし渡被下候

三月廿三日者清嚴寺之芝居振舞被下、廿四

日八京都祇園方東山名所見物ニ振舞被下、

種々之御馳走ニ罷成申候

四月十八日御出立ニ而、田部井藤助様金千

五百両日野表中井源三郎殿宅へ右金受取ニ

御出被成受取被成候

同月廿二日ニ源三郎殿養生不叶病死被致候、

證文ニ同役六人(平出)御家老様之御添證

文ニ御奥書有之候證文鶴兵衛預り置候

一安政四年巳十一月六日出立ニ而、鶴兵衛江

州日野表中井氏江九日夕方、田部井藤助様

等御一所二十日・十一日兩日種々之御馳走

ニ相成、其上金千両相頼申候得とも五百両

出来、十一月十六日ニ鯖江表へ着致シ、翌

十七日朝御用人様へ罷出、五百両出来候趣

申上候所、格別御悦び被成候

右二口金安政五年年三月御改革ニ付、断被
成御受被申上候

一安政五年六月廿三日

殿様先月廿三日被為

召御登

城被成候処、御加判之列御勝手御掛・外国

御用向御勤被遊候様被為蒙 仰候、

右之通被 仰出候間、組下村々江可相触候

以上

七月八日 御奉行御印

殿様先月廿六日被為

召御登

城被成候処、京都江之御使被為蒙 仰候、

右之通被 仰出候間、組下村々江可相触

候、以上

七月八日 御奉行御印

御領分村々御目見禮席斗り恐悦ニ

上り申候

組々方者庄屋・惣代三人ツ、恐悦

ニ上り申候

一安政五年八月十八日大庄屋共・御陣屋附庄

屋共同日昼過八ツ半時頃ニ急御用向、麻上

屋共同日昼過八ツ半時頃ニ急御用向、麻上

下持參御配府着次第第二罷出候様被 仰出候
間、御役所江罷上り御領分村々江
殿様方厚以

御思召を賞金六枚御領分へ被下置候二付、
六ヶ組へ壹枚ツ、大庄屋へ御下ヶ被成下
置、大庄屋元方組内村々江右賞金珍敷御座
候間、村々へ拜見為致一同男女共ニ拜見仕
候

同年

一九月九日右賞金六ヶ組方持出シ、賞金壹枚
金貳拾九兩貳分九匁六分四リツ、
御上様へ指上申候

右賞金割当り乙坂組江金貳拾七兩三分拾貳
匁八分四リ、右金午十一月二日ニ請取申
候、右之賞金京都ニ而御拂ひニ相成申候、
右賞金追割銀五百五拾貳匁七分九リ
午十一月二日

同年

十一月十四日出立ニ而、同役東俣組飯田彦
治兵衛・下新庄組八郎右衛門・御陣屋附庄
屋定次村久兵衛・六ヶ組壹組方惣代壹人
ツ、都合九人下人御扇子料京都表江罷出
候ニ而、金三拾兩獻組(ママ、納カ)仕候

殿様ニ御旅館
經宗寺町
妙満寺
右旅館妙満寺ニおゐて、九人御目見被 仰
付候上、十一月廿八日ニ帰国仕候

一安政六己未年正月十二日出立ニ而、京都表

江大庄屋六人外ニ御陣屋附三人・御領分六
ヶ組方惣代拾貳人ニ有定村長左衛門・九郎
右衛門・下人四人、都合上下式拾七人、正
月十六日昼後七ツ時頃ニ六角下ル麩屋町近

江屋又八等申候御旅宿罷越、
殿様 御旅館妙満寺におゐて、金百兩御扇
子料御領分方正月十八日ニ小倉喜藤兵衛様
江御窺之上同日奉指上候

殿様 正月十九日ニ、丹波口・若狭口御巡
見被為遊 御座候ニ付、大庄屋六人・御陣
屋三人・惣代之もの外不殘御供被 仰付、
難有御供仕候得とも、御吟味所御役人様へ
御答申上候而、皆々途中方罷帰り申候、併
前代未聞之御供ニ而皆々一同難有仕合
正月廿日昼前四ツ時頃

殿様於
御座鋪ニ順席ニ而御目見被 仰付、寛々御

目見奉申上候、暫ク休足被 仰付、其上
御禁裏様方
御拝領之

眞ノ御太知拜見被 仰付、一同難有拜見仕
候

(後略)

注記

- (1) 『間部家文書』第四卷、解説一九頁。
- (2) 藤村聡『近世中央市場の解体』(清文堂、二〇〇〇年)。
- (3) 拙稿「越前国鯖江藩における産物問屋・会所の展開」『学習院史学』四二、二〇〇四年。
- (4) 大庄屋と藩財政の關係については、早くに浅井潤子「鯖江藩の領国経営と地方支配」(『日本歴史』三六七、一九七八年)で指摘がなされている。
- (5) 大名貸や藩財政についての研究は多いが、私の問題関心からは、定兼学「非領国辺境小藩における幕末期領主財政について」(有元正雄先生退官記念論文集刊行会編『近世近代の社会と民衆』、清文堂、一九九三年)が参考になつた。
- (6) 村田路人「用聞の諸機能と近世的支配の特質」(『京都橘女子大学紀要』一七号、一九九〇年)のち同『近世広域支配の研究』(大阪大学出版会、一九九五年)に所収。
- (7) 千秋寛兵衛家文書の多くは福井県立図書館に寄託されている。なお、鯖江藩大庄屋に関する基礎的なデータは拙稿「越前国鯖江藩大庄

若越郷土研究 四十八巻二号

「屋制の成立過程」(『地方史研究』、二〇〇四年掲載予定)を参照。また千秋家の詳細については別稿を用意している。

- (8) 文政五年、藩主間部詮勝は巡見の際に千秋家に宿泊し、その時に縁起の良い二字(「亀」「鶴」)を使用するように指示した。この時のやりとりを示す史料は別稿に掲載する予定である。

- (9) 「四 御仕法勤用録」(福岡平左衛門家文書、『福井県史』資料編五、一四六～一七〇頁)。この史料については別稿にて詳述する。
- (10) 大庄屋の職務については、拙稿「鯖江藩大庄屋の職掌について」(『若越郷土研究』四七の四・五、二〇〇二年)参照。

【付記】

本稿作成のための史料閲覧にあたり、福井県立図書館司書長野栄俊氏にはたいへんお世話になりました。末筆ながらここに感謝を記します。